

「2024年度における外国人生徒・中国帰国生徒等の高校入試特別措置・特別入学校等」調査票 2023年度実施

外国人生徒・中国帰国生徒等の高校入試を応援する有志の会

<基本情報①(自治体情報)>

都道府県市名 政令都市・中核都市名	富山県		
高校入試 担当部署名	富山県教育委員会 県立学校課 高校教育係		
TEL	076-444-3450	FAX	076-444-4437
URL	https://www.pref.toyama.jp/3003/kurashi/kyouiku/kyouiku/nyuugaku/06senbatsu.html		

<基本情報②(担当した有志の会メンバー情報)>

調査担当者名	青木由香 (所属: 特定非営利活動法人アレッセ高岡)
--------	-----------------------------

<全国一覧掲載情報>

	I 全日制高校について						II 定時制高校について					
	A.外国人生徒		B.中国・サハリン帰国生徒		C.海外帰国生徒		D.外国人生徒		E.中国・サハリン帰国生徒		F.海外帰国生徒	
	A2-1.措置	A3-1.枠	B2-1.措置	B3-1.枠	C2-1.措置	C3-1.枠	D2-1.措置	D3-1.枠	E2-1.措置	E3-1.枠	F2-1.措置	F3-1.枠
1. 設置されているか(2-1、3-1と一致)	○	×	△	×	○	○	○	×	△	×	×	×
2. 国籍要件の有無(一部条件がある場合は備考に記入)	外国籍生徒のみ	なし	一部条件あり	なし	日本籍生徒のみ	日本籍生徒のみ	外国籍生徒のみ	なし	一部条件あり	なし	なし	なし
3. 定員の確保がされているか(3-5の記入欄番号①②から1つ選択、枠がない場合は無記入)						①定員内						

I 全日制高校について

		A.外国人生徒	B.中国・サハラ以南の帰国生徒	C.海外帰国生徒
1.2023年度中について、当該項目の生徒の在籍の有無 ※有・無・把握せずから1つ選択		有	把握せず	有
2-1.2024年度の一般入試において、当該項目の生徒の受けられる入試特別措置の有無 ※○△×から1つ選択 △(要項に明記されていないが実質受けられる、等)の場合は「2-1の備考」に明記		○	△	○
2-1の名称		外国人特別措置	国籍によって外国人特別措置もしくは海外帰国生徒に対する特別措置	海外帰国生徒に対する特別措置
2-1の備考 2-1が△の場合は明記 国籍要件に条件がある場合は明記		外国籍生徒のみ	外国籍の場合は、外国人特別措置。日本国籍の場合は、海外帰国生徒に対する特別措置	日本国籍生徒のみ
2-2.滞日年数制限		志願時において入国後6年以内	日本国籍の場合、入国後3年以内であれば、海外帰国生徒に対する特別措置を適用。外国籍の場合、志願時において入国後6年以内であれば、外国人特別措置を適用。	海外における在学期間が継続して2年以上の者で、志願時において帰国後3年以内の者等
2-3.措置の内容		学力検査問題の漢字にふりがなを付す。ただし、設問の都合上、ふりがなを付さない場合がある。	日本国籍もしくは外国籍のいずれかの措置内容	帰国生徒の選抜に当たっては、高等学校長は、学力検査に加えて面接を実施し、その結果及び海外での経験等を十分考慮して行う。
2-4.2023年度の入試において、当該の措置で、日本語指導が必要な生徒が受検(受験)しているか ※有・無・把握せずから1つ選択		把握せず	把握せず	把握せず
3-1.2024年度の入試において、当該項目の生徒を対象とした特別入学枠の有無 ※○△×から1つ選択 △(要項に明記されていないが実質対象となる、等)の場合は「3-1の備考」に明記		×	×	○
3-1の名称				海外帰国生徒に対する特別措置
3-1の備考 3-1が△の場合は明記 国籍要件に条件がある場合は明記				日本国籍生徒のみ
3-2.滞日年数制限				海外における在学期間が継続して2年以上の者で、志願時において帰国後3年以内の者等
3-3.入学枠のある学校数/全学校数				1/34
3-4.学校名				桜井高等学校
3-5.定員 ※該当する方のみ記入	①定員内(枠内)			5
	②定員外(枠外)			
3-6.特別枠の定員数は明確となり、かつその数まで合格を認めているか (定員数内で不合格を出さない内規等があるか) ※○×から1つ選択		×	×	×
3-7.試験内容				学力検査に加えて面接を実施
3-8.2023年度の入試において、当該の枠で、日本語指導が必要な生徒が受検(受験)しているか ※有・無・把握せずから1つ選択		把握せず	把握せず	把握せず
その他補足事項 ※措置や枠がある地域については、2023年度の入試別の受験者数・合格者数、その他事項などを記入		受験者数・合格者数については非公開	受験者数等は不明	・受験者数・合格者数については非公開 ・桜井高校以外の全県立高校(全日制)においても、海外帰国生徒として志願することが可能 ・桜井高校は海外帰国生徒枠の中で選考を行い、その他の学校は措置対象生徒も一般生徒と同じ枠の中で選考を行う。

II 定時制高校について

	D.外国人生徒	E.中国・サハラ以南の帰国生徒	F.海外帰国生徒
1.2023年度中について、当該項目の生徒の在籍の有無 ※有・無・把握せずから1つ選択	有	把握せず	把握せず
2-1.2024年度の一般入試において、当該項目の生徒の受けられる入試特別措置の有無 ※○△×から1つ選択 △(要項に明記されていないが実質受けられる、等)の場合は「2-1の備考」に明記	○	△	×
2-1の名称	外国人特別措置	外国籍の場合は、外国人特別措置	
2-1の備考 2-1が△の場合は明記 国籍要件に条件がある場合は明記		外国籍の場合は、外国人特別措置	
2-2.滞日年数制限	志願時において入国後6年以内	外国籍の場合、志願時において入国後6年以内であれば、外国人特別措置を適用。	
2-3.措置の内容	学力検査問題の漢字にふりがなを付す。ただし、設問の都合上、ふりがなを付さない場合がある。	外国籍の場合は、外国人特別措置の措置内容	
2-4.2023年度の入試において、当該の措置で、日本語指導が必要な生徒が受験(受験)しているか ※有・無・把握せずから1つ選択	把握せず	把握せず	把握せず
3-1.2024年度の入試において、当該項目の生徒を対象とした特別入学者の有無 ※○△×から1つ選択 △(要項に明記されていないが実質対象となる、等)の場合は「3-1の備考」に明記	×	×	×
3-1の名称			
3-1の備考 3-1が△の場合は明記 国籍要件に条件がある場合は明記			
3-2.滞日年数制限			
3-3.入学者のある学校数/全学校数			
3-4.学校名			
3-5.定員 ※該当する方のみ記入	①定員内(枠内)		
	②定員外(枠外)		
3-6.特別枠の定員数は明確となっており、かつその数まで合格を認めているか (定員数内で不合格を出さない内規等があるか) ※○×から1つ選択	×	×	×
3-7.試験内容			
3-8.2023年度の入試において、当該の枠で、日本語指導が必要な生徒が受験(受験)しているか ※有・無・把握せずから1つ選択	把握せず	把握せず	把握せず
その他補足事項 ※措置や枠がある地域については、2023年度の入試別の受験者数・合格者数、その他事項などを記入	受験者数・合格者数については非公開	受験者数等は不明	受験者数等は不明

Ⅲ 高校入学後の状況

1-1.日本語指導が必要な生徒に対して、入学後の日本語や教科の支援(補習等)にかかわる当該自治体の施策の有無 ※有・無から1つ選択	有		
1-2.有の場合、その施策の具体的な内容 ※該当する項目にチェック	<input type="checkbox"/>	A.教育課程に位置づけられた日本語授業(特別の教育課程、学校設定科目、個別対応授業など単位として認定されるもの)の実施	
	<input type="checkbox"/>	B.教科学習において個別対応や習熟度別の授業を実施	
	<input type="checkbox"/>	C.母語(継承語)保持のための授業の実施	
	<input type="checkbox"/>	D.担当教員の加配	
	<input type="checkbox"/>	E.日本語の授業などの講師や支援者の雇用	
	<input type="checkbox"/>	F.母語(継承語)の支援のための講師や支援者の雇用	
	<input type="checkbox"/>	G.その他外部支援者(コーディネーターなど)の雇用	
	その他の施策	日本語の対応が難しい外国人生徒や保護者との面談等において利用する双方向通訳機を、1台ずつ配備している。	
	上記に該当する実施校の校数等	県立の定時制高校4校(新川みどり野高校、雄峰高校、志貴野高校、となみ野高校)	
補足事項			
2-1.「1-2のA」において特別の教育課程での日本語授業を行っている?	いない		
2-2.行っている場合、実施校数、実施高校名			
2-3.行っていない場合、今後、教育委員会として実施計画はあるか? ある場合は、その実施予定年度、予定高校数など	無		
3.自治体の施策ではないが、各学校で個別に実施していることがあれば記入			
4.2023年度の入試において、海外で中学相当(学校教育における9年の課程)を修了し、来日後直接高校受検(受験)した者の有無 ※有・無・把握せずから1つ選択、有りの場合はその人数も記入	把握せず		
5.2022年度中に、直接来日後による編入学者の有無 ※有・無・把握せずから1つ選択、有りの場合は、その人数も記入	把握せず		

IV日本国内にある外国学校からの入学について		
	↓記入欄	備考
1-1.各種学校の認可を得た外国学校の中等部の卒業生について、高校受験(受験)者資格を認めているか否か ただし、中卒認定試験の合格を以て認めている場合は除く。 ※認めているは○印、認めていないは×印のいずれかで記入し、認めていない場合はその理由を備考に記入。検討中あるいは未決定の場合は△を記入し、備考に明記	×	文部科学省が定める高等学校入学資格に関する法令に従う。
1-2. 1-1で認めている場合 ※①～④からいずれかを選択 ①外国学校中等部の卒業生には、そのまま他の生徒と同様に高校入学資格の受験(受験)を認めている(外国学校の指定その他の条件を付している場合はその条件を記載) ②学校教育法施行規則第95条第5項に定める「中学校を卒業したものと同等以上の学力」があるかどうかの確認を、中卒認定試験・外国人特別入試等とは別途、高校入試に先立って行っている。 ③上記②を実施しておらず、外国人特別入試等を実施し、この合格をもって学校教育法施行規則第95条第5項に定める「中学校を卒業したものと同等以上の学力」があるかどうかの確認としている。 ④その他(方法を備考欄に記入)		
2-1.各種学校ではないが、本国政府の認可を得た外国学校の中等部の卒業生について、高校受験(受験)者資格を認めているか否か ただし、中卒認定試験の合格を以て認めている場合は除く。 ※認めているは○印、認めていないは×印のいずれかで記入し、認めていない場合はその理由を備考に記入。検討中あるいは未決定の場合は△を記入し、備考に明記	×	文部科学省が定める高等学校入学資格に関する法令に従う。
2-2. 2-1で認めている場合 ※①～④からいずれかを選択 ①外国学校中等部の卒業生には、そのまま他の生徒と同様に高校入学資格の受験(受験)を認めている(外国学校の指定その他の条件を付している場合はその条件を記載) ②学校教育法施行規則第95条第5項に定める「中学校を卒業したものと同等以上の学力」があるかどうかの確認を、中卒認定試験・外国人特別入試等とは別途、高校入試に先立って行っている。 ③上記②を実施しておらず、外国人特別入試等を実施し、この合格をもって学校教育法施行規則第95条第5項に定める「中学校を卒業したものと同等以上の学力」があるかどうかの確認としている。 ④その他(方法を備考欄に記入)		
3.上記のI II特別措置と入学枠での滞日年数制限について、日本国内にある外国学校の在籍期間は、日本での在在期間に含むか否か ※日本での滞在期間に含むは「含む」、滞在期間に含めないは「含めない」のいずれかで記入		
4.外国学校の中等部の卒業生について、2023年度入試において受験(受験)希望があったか ※あった場合「有」を記入、備考にその人数を記入。なかった場合は「無」を記入。把握していない場合は「把握せず」	無	

V 調査した人からのコメントや関係者の皆さんへお知らせ

※各地域を担当されている皆さんから知っている地域情報を、皆さんの視点からご記入いただきたいです。

「他地域から皆さんが担当する地域に引越し予定をしている中2の外国人生徒とその保護者に伝えたい情報」という想定で、いずれも公開されている情報について、ご無理のない範囲で、ご記入ください。

<p>1.日本語指導が必要な生徒の状況について、支援者の立場から、高校受験(受験)や高校進学に困難なケースや高校入試及び入学後の支援に関して課題と感じていること 高校入試や高校入学後の支援に関して、教育委員会や高校に期待すること</p>	<p>富山県の県立高校入試の特別措置については、外国籍生徒のみを対象として入試問題にルビ振りをするということとどまり、10年以上見直しが行われていない。結果的に、富山県の県立高校には日本語指導が必要な生徒はほぼいない、すなわち、入学した生徒は日本語指導が不要ということになっていることから(実際には指導が必要な生徒もいる)、高校入学後の支援体制は整備されておらず、令和5年度から高校でも可能となった特別の教育課程による日本語指導も、富山県では行われていない。県教委には特別枠の設置や特別措置の充実を、特別の教育課程の編成・実施も含む入学後の支援体制の整備とセットで検討していただきたい。なお、今後県立高校において特別枠の設置が検討される場合には、ぜひ特定の高校だけに限定的に設置するのではなく、日本語指導が必要な生徒が、日本語力だけに拘らず、自身の興味・関心や適性、(日本語のフィルターをかけない形での)学力に応じた高校選択ができるよう、全ての、または、可能な限り多くの高校に枠を設置していただきたい。また、他にも高校進学を阻む壁として、富山県には夜間中学がないことや、外国学校中等部の卒業者に高校受験資格を認めていないことが挙げられる。実際、母国で9年間の学校教育を終えずに来日した過年齢の生徒が、中学校にも編入させてもらえず行き場がない状況にある。現在、NPOで日本語だけでなく教材の内容も含めてサポートをしているが、NPOでできている支援時間数を考えると、中卒認定試験をパスするのにどれだけの年月を要するのか、残念ながら目処は立っていないというのが現状である。</p>
<p>2.日本語指導が必要な生徒を受け入れている私立高校の情報や課題など</p>	<p>富山県において、日本語指導が必要な生徒の受け皿となっているのは、主に私立高校であるが、入学金等初期費用や月々の授業料は安くなく、家計が厳しい状況にある日本語指導が必要な生徒は、富山県で進学できない、もしくは、進学しても授業料滞納などで退学を余儀なくされるというのが現状である。また、私立高校であっても、入学には一定の日本語力(特に会話力)が求められ、滞日歴が短い場合は入学もできない。入試時点での日本語の会話力のみで進学の機会を得られるかどうかが決めるので、母国の高校での学習歴も考慮されることはなく、当然編入ではなく新規入学による受験を求められ、なおかつ、その入試を突破するのは至難の業である。さらに、私立高校においても積極的に外国につながる生徒を受け入れているとは言い難く、どちらかと言うと、非戦略的に、なし崩し的に受け入れている状況であると言える。そのため、入学後の支援体制は私立高校においてもやはり整備されていない。戦略的・積極的に外国につながる生徒を受け入れ、外国につながる生徒の強みを引き出し、伸ばすような教育実践を行うこと、すなわち、多様性を力とする教育方針を特色として掲げる高校が(私立・県立問わず)現れることを期待する。</p>
<p>3.外国人生徒の高校入試などについて、近くで相談できるところ ※担当地域内の団体名やURLなどを記入ください</p>	<p>アレッセ高岡(連絡先:[住所]〒933-0928富山県高岡市守山町35ニッセンビル402,[TEL]080-8885-6823,[E-mail] info@alece.org,[HP] https://www.alece.org,[Facebook]https://facebook.com/alecetakaoka/) 勉強お助け隊(連絡先:富山市民国際交流協会[TEL]076(444)0642,[E-mail] info@tca-toyama.jp) 富山国際学院(連絡先:[住所]〒930-0097富山県市芝園町2-5-13 織田ビル,[TEL]076-441-9360,[E-mail] toyamaia@h6.dion.ne.jp,[HP] https://www.toyamaia.com/, [Facebook] https://www.facebook.com/profile.php?id=100057491590041)</p>
<p>4.多言語による関連情報 ※担当地域の自治体やNPOなどで公開されているものがあれば、URLなどを記入ください。</p>	<p>富山県国際課「外国人のための高校進学説明会」「富山県の高校リスト」(中国語・ポルトガル語・タガログ語・英語・ロシア語) ※すべて日本語併記 https://www.pref.toyama.jp/1018/kurashi/kyouiku/kyouiku/kj00015191/kj00015191-005-01.html</p>
<p>5.公立高校入試の特別措置や特別入学枠の設置のこれまでの経緯 ※〇〇年に特別措置が導入された(その内容)、〇〇年に特別措置が改善された(内容)、〇〇年に特別入試枠が導入された(内容)、〇〇年に特別入学枠の校数が〇校になった。…などのこれまでの経過について、わかる範囲で簡潔にご記入ください。詳しい内容が掲載されているホームページがあれば、記載してください。</p>	<p>2010年8月13日付の北日本新聞で、富山県の県立高校入試に特別措置等が設けられていないことについて、県教委が「要望がない」という理由を挙げたことが報じられた。それを受けて、同年9月2日、富山県南米協会が県教委に対応を検討するよう要望書を提出。さらに、2011年6月11日、県内のボランティア・日本語教師・研究者等による「有志の会」が具体的な特別措置等の内容(1.富山県の基本的な計画における位置付け、2.高校入試特別措置の整備・特別枠等の設置(①対象者の範囲を可及的に広く設定、②試験方法において試験科目の軽減・ルビ振り・時間延長等の必要な配慮、③県教委等主催による進学説明会の毎年開催、④高校入学後の支援の強化)を根拠資料とともに県知事および県教委に要望書として提出。その後、要望された内容のうちの一部が採用され、2012年度県立高校入試より、入国6年以内の外国籍生徒に対し入試問題の漢字にルビを振るという特別措置が実施された。</p>
<p>6.その他 ※「こんな情報もあるよ!」ということ、メッセージや助言などがあれば、調査した人からの目線でぜひご記入ください。なお、そのままホームページには掲載致しません。</p>	<p>2023年11月には、高岡市・富山市・射水市の3会場で、「外国人生徒・保護者のための高校進学説明会・相談会」を開催した。富山県教育委員会県立学校課や(私立)高岡向陵高等学校にも説明に加わっていただいた。</p>